

カタルーニャの独立へ向けた「プロセス procés」の現状(2017年1月時点)と経緯^{*1}

愛知県立大学外国語学部ヨーロッパ学科スペイン語圏専攻
奥野良知(Yoshitomo Okuno)

問題の所在

カタルーニャはスペインとフランスにまたがる地中海に面した地域で、独自の言語（カタルーニャ語）・文化・歴史を有する。スペイン側カタルーニャ（以下単にカタルーニャと記す）は、1714年までは複合王政国家だったスペイン王国のなかで独自の政治体制を保持した。また、スペインでは唯一綿工業を主導部門とするいわば典型的な産業革命が生じた地域で、19世紀以降「スペインの工場」と呼ばれた。カタルーニャの経済規模はスペインに17ある自治州のなかで最大で、同地のGDP（2015年度は2046億ユーロ）はスペイン全体の約20%を占め、ポルトガルのGDP（1795億ユーロ）を上回る。スペイン王国の政治的中心がカスティーリャにあったことや、スペインにおけるネーションの形成（国民形成）がマドリードを中心とするカスティーリャの言語・文化・歴史を基盤に行われことなどもあり、スペインの政治的な中心はカスティーリャ（特にマドリード）にあるものの、経済の中心はカタルーニャやバスクなどの言語・文化・民族などの点でマイノリティーの地域にある（ただしバスクの経済的比重は下がっている）というのは、19世紀から今日至るまで続くスペインの基本的な構造である²。

そのカタルーニャでは、ここ5・6年でスペインからの独立を望む人が急増しているのだが、本稿の目的は次の3つの点について考察することにある。1) カタルーニャの独立へ向けたプロセス”procés”は、本稿執筆時の2017年1月時点でどういう段階にあるのか？ 2) そもそもなぜカタルーニャで独立主義が高まっているのか？ 3) スペイン・カタルーニャ問題を解決する方法としてPodemos系（本稿ではPodemos[ポデモス、スペインの左派新党]本体とComuns[クムンス、カタルーニャでのPodemos系会派の総称]の双方を含んだ意味で「Podemos系」用いる）が主張している憲法改正論議とはどのようなものか？

まず1章では問い合わせ1)の「カタルーニャの独立へ向けたプロセス”procés”は、本稿執筆時の2017年1月時点で、どういう段階にあるのか？」について論じる。カタルーニャでは「独立へ向けたプロセス」は単にel procés（アル・プロセス）と呼ばれており、以後本稿ではこれを「プロセス」と表記する。「プロセス」に関して2016年10月6日、カタルーニャ自治州議会は独立へ向けた「新ロードマップ」を議決し、2017年9月に「独立の是非を問う拘束力のある住民投票」を行うとしている。また、2017年6月までは中央政府との合意に基づいた住民投票ができるようラホイ PP（国民党）政権への働きかけを行うが、合意が得られなかった場合でも住民投票は実施するとしている。

すでに2015年9月27日、独立の是非を争点に自治州議会選挙が行われ、独立支持派が絶対過半数を獲得していたものの、得票率では50%を超えることができなかった。それゆえ、「プロセス」の正当性を担保するには、独立支持派は住民投票が必要だと判断した。

住民投票ではなく自治州議会選挙において独立の是非を民意に問うたのは、独立の是非を問う住民投票、つまり自決権をラホイ政権がいかなる形態であれ、憲法の「スペインというネーション（スペイン国民）のゆるぎない統一」に反するとして認めなかったからだった。まず2014年4月8日、自治州議会はスペイン下院に「法的拘束力のある住民投票」を実施する権限を求めたが、下院で否決された。こ

¹ ※ 本稿は、2016年12月10日に京都イスパニア学研究会創設25周年記念大会（於キャンパスプラザ京都）で行われた筆者の講演の内容を加筆・修正したものである。

² ※※ 本稿では、cat.はカタルーニャ語、cas.はカスティーリャ語（スペイン語）、eng.は英語を指す。

² カタルーニャの概要については、立石博高/奥野良知（編）『カタルーニャを知るための50章』明石書店、2013年。

れを受け同年9月19日、自治州議会は「法的拘束力のない住民投票」を行うための法律を可決するが、中央政府はこれを憲法裁判所に提訴し、憲法裁は中止命令を出した。

1章ではまた、「プロセス」の司法化（裁判化）についても触れる。2014年9月11日に予定されていた住民投票に中止命令が出されたことで、カタルーニャ自治政府は非公式の住民投票を実施するとしたが、中央政府はこれも提訴し憲法裁から中止命令が出された。しかし、自治政府は非公式の住民投票の実施に踏み切り、中央政府はこれに対して当時の自治政府首相マヌラ数名を提訴し現在裁判が行われている。また、現カタルーニャ自治州議會議長フルカデイを、「プロセス」の審議そのものが憲法違反であるにもかかわらず議長としてその審議を許したとして提訴し、裁判が行われている。加えて、違憲判決は自治州議会が議決した「貧困者のライフラインに関する法」や「闘牛禁止法」に対しても出されているが、これは独立に関わる外的自決権ではなく、むしろ自治権に関わる内的自決権の問題といえる。

第2章では、問い合わせ2)の「そもそもなぜカタルーニャで独立主義が高まっているのか？」について考察する。これについては筆者はすでに数点の拙稿で論じており³、そのいずれにおいても近年の独立主義の高まり要因として、①2010年に出されたカタルーニャの新自治憲章についての違憲判決と、②2011年11月に誕生したラホイPP政権による再中央集権化の言説および政策の2つを挙げ、とりわけ後者②の要因を強調している。しかしながら、①の要因と②の要因が連続しているということこそが重要なのであって、この点についての筆者の理解と説明がいずれの拙稿においてもやや不十分であった。

憲法は「nación española（スペインというネーション/スペイン国民）のゆるぎない統一」を強調しつつも、その中には「nacionalidades（[諸民族体]と訳されることが多い）とregiones（諸地域）」があるとして、「スペインというネーション」の多様性を認めているとされる記述もある。

だが、PPは一貫して「スペインは一つの不可分のネーション」であり、スペインというネーションのなかには、その単なる構成要素である「地域」があるに過ぎない、つまり、ナショナル（nacional）な多様性は認めないと見解である。そのPPが2000-04年に絶対過半数を持つ政権与党として再中央集権化の言説を展開したことを、カタルーニャの中においても外においても、複数のネーションによるマルチナショナルな連邦国家を志向する勢力は深刻に受け止めた⁴。

そこで、2003年にカタルーニャで成立した左派3党（PSC〔カタルーニャ社会党〕、ERC〔カタルーニャ共和主義左派〕、ICV〔カタルーニャのためのイニシアティブ・緑の党〕）によるマラガイ・カタルーニャ自治政府政権（2003-06年、マラガイはPSC）⁵と2004年にスペイン中央政府首相となったPSOE（社会労働党）のサバテーロ（職位2004-11年）は、カタルーニャの新自治憲章を制定し、そこにカタルーニャをネーションと規定することで、新自治憲章を「複数のネーションから成るマルチナショナルな連邦国家」としてのスペインを目指す布石としようとした。

だが、新自治憲章が2006年に成立するとすぐ、当時野党だったPPは、新自治憲章が憲法の「スペインというネーションのゆるぎない統一」に反するとして憲法裁判所に提訴し、2010年には違憲の裁定が下された。その裁定によって定まった憲法解釈とは、カタルーニャは基本的にはスペインというネーションを構成する一地域に過ぎず、カタルーニャの自治の根拠としての歴史的諸権利も認めないとした。

³ 奥野良知「自決を求めるカタルーニャの背景—それは民族の相克か?—」竹中克行編『グローバル化時代の文化の境界—多様性をマネジメントするヨーロッパの挑戦—』昭和堂、2014年；「カタルーニャにおける独立志向の高まりとその要因」『愛知県立大学外国語学部紀要（地域研究・国際学編）』第47号、2015年3月；「カタルーニャでなぜ独立主義が高まっているのか？そして、カタルーニャでの独立主義の高まりは我々に何を提起しているのか？」『愛知県立大学外国語学部紀要（地域研究・国際学編）』第48号、2016年3月。

⁴ カスティーリヤ語（スペイン語）やカタルーニャ語では、「複数のネーションから成る」はplurinacionalが用いられるが、本稿では日本のケベック研究等すでに使われているマルチナショナルmultinationalを用いる。ケベックについては例え、太田唱史「ケベック問題は終わったのか—ケベック・ネイション論争が意味するもの—」『同志社法學』63卷1号、2011年、799-827頁；アラン=G・ガニョン（丹羽卓訳）『マルチナショナル連邦制 不確実性の時代のナショナル・マイノリティ』彩流社、2015年。

⁵ 左派3党による政権は2010年まで継続。

バスクとナバーラには認める) というものであった。その結果、現行憲法の下では、マルチナショナルな連邦国家としてのスペインを目指す可能性は完全に閉ざされ、スペインのネーションとしての一体性が殊更に強調されることとなった。

重要なことは、ほぼ自分たちの主張通りの違憲判決を勝ち取った PP が 2011 年に政権に返り咲き、新自治憲章の違憲判決によって定まった憲法解釈を根拠として、再中央集権化の言説と政策を繰り出していることである。カタルーニャにおいてラホイ政権下で独立を望む人がとりわけ急増したことは、このような文脈のなかで理解する必要があると思われる。また、独立の是非を問う住民投票が憲法裁判所によって憲法の「スペインというネーションのゆるぎない統一」に反するとされるのも、同じ文脈のなかにあるといえる。

最後に「結びに変えて」では、「スペイン・カタルーニャ問題を解決する方法として Podemos 系が主張している憲法改正論議とはどのようなものか?」について触れる。Podemos 系は、カタルーニャの独立を回避しながらスペイン・カタルーニャ問題を解決する唯一の方法として、憲法を改正し、カタルーニャをマルチナショナルなスペイン国家のなかのネーションと規定し、カタルーニャに自決権を認めることを提起している。本章ではこの点について、他の諸案とも比較しながら考察する。

現在進行形の事柄であるので資料として新聞をかなり使用することになるが、その際、カタルーニャで発行されているものを主に用いる。その主な理由は、カタルーニャの独立に関する情報量が、マドリードの新聞よりも圧倒的に多いことにある。また、例えばカタルーニャではなぜ多くの人々が独立を望むようになったのかということを探る場合、日本において不足しがちなのは独立を望むカタルーニャの人々の言い分であり、それがより直接的に書かれているのはカタルーニャの新聞である。こう書くと、それは独立派のプロパガンダに加担することになるのではないかとの批判もあるだろう。だが、マドリードの新聞を主にして書く場合、それは PP 中央政府や 2 大全国政党 (PP と PSOE) のプロパガンダに加担することにはならないのか、という批判もまたなされていいだろう。言うまでもないことだが、首都マドリードの新聞 (当然左もあれば右もある) が、カタルーニャ独立に関して正確で中立な情報を出している訳では決してない。

もちろん、カタルーニャの新聞を用いる場合、独立派の単なるプロパガンダにならないよう気をつけなければいけないのは言うまでもない。それは当然としても、筆者がより重視しているのは、マドリードから見たカタルーニャにおける独立主義の高まりの要因ではなく、繰り返しになるが、日本において不足しがちな、カタルーニャの側からの観点である。一般論ではあるが、日本のマスコミでスペインの記事を書く人はもちろん、日本のスペイン研究者の多くもカタルーニャ語の文献や新聞を読まないこともあり、カタルーニャからの観点や情報は常に不足しがちである。加えて、これも一般論だが、日本のマスコミでスペインの報道に携わる人や日本のスペイン研究者の多くがマドリード経由の情報に大きく頼りがちであるため、上記でも触れたが、そのことによって、それはそれで少なからぬバイアスを受けていることも考慮しないといけない。

いずれにせよ、人間の認知能力には、認知バイアスや情報の不完全性等による大きな限界がある。本稿で扱うような現在進行形の事柄では、それはなおさらである。それゆえ我々にできることは、できるだけ多くの情報を持ち寄って検討し、後は歴史の評価に任せる、ということではないかと思われる。

最後に、カタルーニャの新聞は主に *La Vanguardia* と *Ara* の 2 紙を用いている。*Ara* はカタルーニャ語の新聞であり同言語の新聞としては最も発行部数が多く、どちらかといえば独立に好意的な紙面作りが多い。これに対し、*La Vanguardia* は、カタルーニャで最も購読者数が多く、カスティーリヤ語とカタルーニャ語の両言語版が出されており (インターネット版はカスティーリヤ語が主)、どちらかといえば独立には否定的な紙面作りが多い。両紙ともに高級紙に属する。もちろん、この 2 紙以外の新聞 (マドリードのマスコミを含む) や文献や現地調査で得た情報なども資料として用いている。

なお、*Ara* などのカタルーニャの新聞では、マドリードの新聞がどのよう報道をしているのかということを比較的詳しく伝えているが、その逆はほとんどない。ちなみに、マドリードの報道機関がスペ

イン・カタルーニャ問題をどのように伝えているのかということは非常に興味深いテーマではあるが、それは今後の課題としたい。

ちなみに筆者は、カタルーニャが独立すべきか否かはカタルーニャの人々が民主的に決すべきであるという立場であり、独立すべきだとも、スペインに留まるべきだとも考えてはいない。

1章 カタルーニャの独立に向けたプロセス”procés”は、本稿執筆時の 2017 年 1 月時点で、どういう段階にあるのか？

1-1 新ロードマップ（2016 年 10 月）

カタルーニャの独立に向けたプロセス”procés”（以下「プロセス」）に関してまず触れておかなければならぬことは、2016 年 10 月 6 日、カタルーニャ自治州議会で独立へ向けた新しいロードマップ Nou full de ruta が可決されたことである。そのロードマップでは、2017 年 6 月までは中央政府との合意に基づいた住民投票ができるよう中央政府に交渉を呼びかけることと、例え合意が得られなかつたとしても、2017 年 9 月後半に独立の是非を問う「拘束力のある」住民投票 referèndum vinculant を行うとしていることである。自治州政府首相、カルラス・プッチダモン Carles Puigdemont の言うところの「住民投票か住民投票か referèndum o referèndum」である。

新ロードマップの具体的な内容は、表 1 に記したが、なかでも重要なことは、①9 月後半に行う住民投票で独立賛成が投票数の 50% を超えた場合、独立宣言が行われること、②6 ヶ月後の 2018 年 3 月に憲法制定議会選挙が行われること、③数ヶ月以内に憲法草案作が作成され、憲法についての住民投票が実施されることで、独立へ向けた一連の「プロセス」が終了するとされていることである⁶。

ところで、このロードマップは「新」となっていることからも分かるように、旧ロードマップも存在した。旧ロードマップは、2016 年 1 月にカタルーニャ自治州議会の与党会派で独立派の Junts pel Sí ジュンツ・パル・シ（「一緒にイエス」の意で CDC〔Convergència Democràtica de Catalunya カタルーニャ民主集中〕⁷ と ERC〔Esquerra Republicana de Catalunya カタルーニャ共和主義左派〕の選挙連合・議会内会派）⁸ の案として世に出た。新旧ロードマップ（以下それぞれ「新」および「旧」と記す）の最大の違いは、「独立の是非を問う拘束力のある住民投票」があるかないかである。「旧」では、住民投票の代わりとして独立の是非を争点に戦われた 2015 年 9 月 27 日（27S）の自治州議会選挙において、独立派諸政党が絶対過半数の議席を獲得したことから、独立派諸政党は独立への民意が得られたとして、公約通り 18 ヶ月後に独立宣言し憲法制定議会選挙を行った後、12 ヶ月かけて憲法作成と憲法を承認するかどうかの住民投票を行うとしていた⁹。

⁶ Junts pel Sí i Cup, *Proposta de resolució presentada per Junts pel Sí i la Cup*, 2016.10.06; ARA, “El nou full de ruta pactat entre Junts pel Sí i la CUP referèndum la tardor del 2017 i constituents el 2018”, 2016.10.06; La Vanguardia, “JxSí i la CUP fixen el març del 2018 com a límit per a eleccions constituents amb el vot en contra de CSQP”, 2016.10.06; Vila Web, “El full de ruta (actualitzat) cap a la independència, en dotze passos”, 2016.10.06.

⁷ CDC は、自治権拡大から独立への路線変更に伴い、名称を 2016 年 7 月に PDeCAT (Partit Demòcrata Europeu Català ヨーロッパ・カタルーニャ民主党) と変更した。他方、2015 年 6 月まで長年に渡り CDC と選挙同盟・議会内会派の CiU(Convergènci i Unió 集中と統一)を結成していた UDC (Unió Democràtica de Catalunya カタルーニャ民主統一) は独立路線は取らず、その結果、それに反発した主要な党所属議員が新党 DC (Demòcrates de Catalunya カタルーニャの民主主義者) を結成し、UDC は事実上消滅したに等しい状況になっている。DC は Junts pel Sí に参加している。

⁸ Junts pel Sí には正確には、註 6 に記した DC に加えて、独立に反対している PSC (Partit dels Socialistes de Catalunya カタルーニャ社会党) から分離した MES (Moviment d'Esquerres 左翼運動) 等も含まれる。

⁹ ARA, “Quin és el full de ruta del nou govern cap a la independència”, 2016.01.19; ARA, “De divuit a trenta mesos els terminis de la independència”, 2016.01.18.

表1 独立への新ロードマップ

年	
2016	<ul style="list-style-type: none"> ● 國際的専門家による自己決定のプロセスの監視委員会設置 ● 憲法制定のプロセスについての諮問会議開催（市民参加による憲法制定の議論を醸成するため） ● 2017年度予算成立
2017	<p>6月までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新国家の諸構造を制定 ● 法的移行の手続きを定めた分離法を制定 ● 透明性、多様性、民主性の原則に則り、独立反対派も巻き込んだ議論の醸成 ● 国際社会への独立の必要性と正当性についての説明 ● 中央政府との合意に基づいた住民投票ができるよう中央政府に要望 <p>● 9月後半、独立の是非を問う住民投票（）</p> <p>● ⇒ 投票数の50%を超えた場合、独立宣言</p>
2018	<p>● 3月、憲法制定議会選挙</p> <p>数ヶ月以内に</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 憲法制定議会、憲法作成 (2017年中に市民の参加により提起された諸案を基に、市民参加により憲法作成) ● 憲法についての住民投票

典拠：註6参照

では、「新」ではなぜ住民投票が行われることになったのか。実は、2015年9月27日の自治州議会選挙では、独立派諸政党は議席数は絶対過半数の68/135議席を上回る72議席（議席獲得率53.33%）を獲得したものの、得票率では47.8%と過半数に達していなかった。表2参照。

ちなみに、ここでいう独立派諸政党とは、独立で党内意見が一致している Junts pel Sí と CUP (Candidatura d'Unitat Popular 人民連合)のことである。Junts pel Sí を構成する CDC は中道右派、ERC は中道左派であり、必ずしも一枚岩でないが、それ以上に、反資本主義・反システムを主張している左派独立政党の CUP と Junts pel Sí はしばしば予算等の重要案件で激しく対立している。いずれにせよ、独立主義諸政党の支持者には左派の方が多い。

また、政党の立ち位置を述べる際に Comuns クムンス（カタルーニャにおける Podemos 系会派の総称で自治州議会選挙では Sí que es pot シー・カ・アス・ポット [Yes We Can の意] の名称を使用）の両義的な性格には十分な注意が払わなければならない。というのも、多少の変動はあるものの Comuns/Sí que es pot の支持者の約3割弱は独立に賛成しているからである¹⁰。Comuns/Sí que es pot の支持者のなかの独立主義者も加えると、カタルーニャにおいて独立を支持する人に占める左派の割合はさらに多くなるし、そもそも独立支持者の得票率は、独立派諸政党（独立で党論が一致している政党）の得票率の47.8%を上回ることになる。

¹⁰ 2016年11月に実施されたCEO (Centre d'Estudis d'Opinió 世論調査研究所、カタルーニャ自治政府の世論調査機関) の調査によると、「カタルーニャが独立国家になってほしいですか？」の質問に対し、Sí que es pot の支持者の29.7%が「はい」と回答している。CEO, *Dossier de premsa de l'Enquesta sobre context polític a Catalunya es basa en els resultats de l'estudi Enquesta sobre context polític a Catalunya. 2016 corresponent al Registre d'Estudis d'Opinió número 838, 2016*, p.43.

表2 2015年9月27日の自治州議会選挙の結果

カタルーニヤに自決権あり			カタルーニヤに自決権あり			カタルーニヤに自決権なし		
独立賛成			独立に賛成か反対かは人による			独立反対		
政党名	議席数 68/135	得票率 %	政党名	議席数 68/135	得票率 %	政党名	議席数 68/135	得票率 %
Junts pel Sí (CDC,ERC)	62	35.59	Sí que es pot (Comuns; ICV,Podem)	11	8.94	C's	25	17.90
CUP	10	8.21	UDC	0	2.51	PSC	16	12.72
						PP	11	8.49
計	72	48.80	計	11	11.45	計	52	39.11

典拠： Eleccions al Parlament de Catalunya 2015 より作成。

[http://www.gencat.cat/governacio/resultatsparlament2015/resu/09AU/DAU09999CM_L2.htm]

Comuns は先にカタルーニヤにおける Podemos 系会派の総称と書いたが、より正確には Podem (カタルーニヤの Podemos、cas.Podemos も cat.Podem も We can の意)、共産主義者およびエコロジストの党である ICV (Iniciativa per Catalunya Verds カタルーニヤのためのイニシアティブ・緑の党) 等々による選挙連合・議会内会派の総称であり、バルセローナ市議会選挙の際は Barcelona en Comú スペイン総選挙の際には En Comú Podem、カタルーニヤ自治州議会選挙の際は Sí que es pot という名称で選挙に望み、その名称がそのままそれぞれの議会内での会派名になっている。

Comuns に関してもう一点十分に注意しないといけないことは、Comuns は独立派諸政党と共に、カタルーニヤに自決権 dret a decidir (この場合、特にカタルーニヤがスペインに留まるのか独立するのかをカタルーニヤの住民の投票によって決する権利) があるとしていることである。ただし、Comuns は Podemos と同様に、住民投票を行うにはその有効性が担保される必要があり、そのためには原則的に中央政府との合意が必要であるとの立場であるが、「結びに変えて」でより詳しく述べるように Comuns 内の意見は割れている。いずれにせよ、中央政府の同意がどうしても得られない場合は一方的に住民投票を行うしかなく、その場合でも国際的水準の手続きを踏めば正当性は問題なく得られるとしている独立派諸政党とは基本的には見解が異なる。

ともかく、カタルーニヤに自決権があるとする諸政党 (Junts pel Sí、CUP、Comuns/Sí que es pot) は、83 議席 (61.48%)、得票率 59.25%となる。また、カタルーニヤはネーションであるとする諸政党 (Junts pel Sí、CUP、Comuns/Sí que es pot、PSC [カタルーニヤ社会党]) は、99 議席 (73.33%)、得票率で 71.97%である。PSC はカタルーニヤの自決権は認めていないが、カタルーニヤをネーションだと見なしている点は忘れはならない¹¹。ことほど左様に、カタルーニヤの政治地図は、単に独立に賛成か反対かだけに色分けしてしまうと見誤ってしまうことが多い。特に、カタルーニヤの自決権に賛成か否かという軸は非常に重要である。

同様に、カタルーニヤにおいて、Podemos 系の Comuns は独立よりも弱者救済を優先しているのに対し、独立主義政党は弱者救済をなおざりにして独立を優先しているという類の単純化にも注意すべきであろう。ERC は自称とはいえ左派であるし、弱者救済のためにこそ社会革命としての独立は必要であるとの立場の CUP は、街頭での実際の困窮者救済活動に関しては Comuns に負けず劣らず、あるいはそれ以上に熱心である。とにかく、カタルーニヤで同地の自決権を支持する人々（そのなかには独立

¹¹ PSC については註 7 も参照。

を支持する人もそうでない人も含まれる）には左派が多く、非リベラルな右派スペイン・ナショナリズム政党の PP とは、あらゆる点で対照的であるということは忘れてはならないだろう¹²。

話をもとに戻すと、2015 年 9 月 27 日の自治州議会選挙で、独立派諸政党の得票率が 50%に達していなかつたため、独立宣言の正当性と国際的認知をより確保するには、独立の是非を問う法的拘束力のある住民投票を実施すべきだという意見が独立派諸政党でも多くなっていった。また、自決権には賛成して内部に約 3 割の独立支持者を抱える Comuns から住民投票への支持を得るという目的もあった。これらのこと反映したのが、新ロードマップである。

では、なぜ最初から住民投票を行わずに、自治州議会選挙で独立の是非を問うたのだろうか？それは、ラホイ PP 政権の中央政府が、独立の是非を問う住民投票をいかなる形態であれ認めなかつた、つまりカタルーニャの自決権を認めなかつたからだった。

その経緯を簡単に見ておく。まず、2014 年 4 月 8 日、カタルーニャ自治州議会はスペイン下院に、「法的拘束力のある住民投票 referendum」を実施する権限をカタルーニャ自治州に移譲することを求めるが、下院で否決（反対 299 票、賛成 47 票、棄権 1 票）された。これを受け、同年 9 月 19 日、自治州議会は、「法的拘束力のない住民投票 consultes populars〔民衆の意見調査の意〕」を行うための法律」を 106/135 票（賛成 CiU、ERC、ICV=EUdA、CUP、PSC、反対 PP、C's）で可決し、27 日には「カタルーニャの政治的将来についての法的拘束力のない住民投票を告示する政令」にマス自治州政府首相が署名した。住民投票の質問項目は、「問 1：あなたはカタルーニャが国家になって欲しいですか？ Vol que Catalunya esdevingui un Estat?」「問 2：問 1 に肯定の場合、あなたはその国家が独立した国家になって欲しいですか？ En cas afirmatiu, vol que aquest Estat sigui independent?」の 2 つで、「はい、はい」と答えた場合は独立国家を選択したことを意味し、「はい、いいえ」の場合は、スペインという国家 cat.estat/eng.state のなかでカタルーニャが国家 estat/state になるという道を選択した、つまり、連邦国家スペインのなかのカタルーニャという国家（＝州）を目指すという選択をしたことを意味する。

だが 29 日、中央政府はこれを憲法裁判所に提訴し、同日、憲法裁が同法と同政令に対し、予防的措置として停止命令を出した。これによって、「法的拘束力のない住民投票」もできることになった。ちなみに、9 月 18 日にはスコットランドでイギリス中央政府との合意に基づく住民投票が行われていた。

だが、自治政府はこれで諦めずに、10 月 13 日、住民投票が予定されていた 11 月 9 日に「非公式で」住民投票を実施すると発表した。つまり、住民投票を自治体の職員ではなくボランティアの手で行うとした。また名称は consulta ではなく、「参加の過程 procés participatiu」とした。ところが、ラホイ政権はこれも憲法裁判所に提訴し、憲法裁は 11 月 4 日に中止命令を出した。しかし、11 月 9 日、非公式の住民投票は実施された。賛成票は 80.7% だったが、投票率は 37.02% にとどまった。11 月 9 日に行われたこの「非公式の住民投票」は 9N と呼ばれている。

非公式の住民投票というのはいわばアンケートのようなもので、従って 9N に対する中止命令は、基本的人権たる表現の自由を奪うものとして、カタルーニャで大きな反発を引き起こしたのみならず、国際社会の大きな関心を呼び、ノーベル平和賞受賞者の南アフリカのツツ大司教らによる国際アピール：「カタルーニャ人に投票させろ LET CATALANS VOTE」も行われた。

ちなみに 2014 年 5 月の CEO (Centre d'Estudis d'Opinió 世論調査研究所、カタルーニャ自治政府の世論調査機関) の世論調査では、では、カタルーニャの 74% の人が「住民投票を行うことがカタルーニャの住民がカタルーニャの将来の政治について何を望んでいるのかを知る最良の方法である」としていた¹³。また、直近の 16 年 12 月 12 日～14 日に行われた El Periódico 紙の調査でも同地の 85% の人が住

¹² これに関して、各種世論調査によると、右派の独立主義政党の CDC (PDeCAT) は衰退傾向にあり、その分だけ ERC が伸びている。独立主義政党に衣替えしたとはいえ、従来は自治権拡大路線だったこともあり、しかも長年カタルーニャ政界で与党として右派の立場からの社会経済政策を行ってきた CDC は、現在の政治経済状況では、党勢回復は容易ではなさそうである。

¹³ 9N までの経緯については、奥野「カタルーニャにおける独立志向」130, 150-151 頁；「カタルーニャで

民投票を行うことに賛成で、その内の 49.6%はスペイン中央政府の認めなくとも実施すべきとの意見で、いかなる形であれ住民投票はすべきではないという意見は 13.8%だった。17 年 1 月 2 日～3 日に行われた *La Vanguardia* 紙の調査でも 76%の人が住民投票に賛成している¹⁴。つまり、独立反対の人も含めて、カタルーニャでは多くの人が住民投票を望んでいるものの、ラホイ中央政府は、17 年 9 月に予定している住民投票を中央政府との合意のもとで行いたいとするカタルーニャの求めに応じる様子は今のところ一切ないし、実際ないであろうと思われる。

では、なぜラホイ PP 中央政府と憲法裁判所が住民投票を違憲とするのだろうか。その理由は、中央政府と憲法裁が、カタルーニャが自決権を行使すること、つまり、カタルーニャが投票によりカタルーニャの将来を決めることは、「スペイン」というネーション（スペイン国民）のゆるぎない統一 *Indisoluble unidad de la Nación Española*」に反するとしていることにある。

2014 年 9 月に成立し憲法裁より予防的措置として停止命令が出されていた「法的拘束力のない住民投票」に関する法律と政令に対して、憲法裁は 15 年 2 月 25 日に正式に違憲判決を出しており、また、自治政府が行った 9N（14 年 11 月 9 日に実施された非公式の住民投票）の準備作業に対しても、憲法裁は 15 年 6 月 11 日に違憲判決を出している。それらの違憲判決によると、独立の是非を問う住民投票がいかなる形であれ違憲とされる理由は、より正確には、憲法制定過程で解決されている憲法秩序に関する事柄を住民投票で質問することは国家の専権事項であり、自治州がそれをいかなる形であれ行なうことは重大な憲法違反に相当すること、また、9N の質問内容は、憲法の定める唯一の主権者であるスペインというネーション（スペイン国民）の不可分の一体性に反するということ、などである¹⁵。

1-2 「プロセス」の司法化

上記に記した憲法解釈に基づきつつ、中央政府は 9N を実施したアルトゥール・マス Artur Mas 前首相、ジュアーナ・ウルテーガ Joana Ortega 前副首相、イレーナ・リガウ Irene Rigau 前自治政府教育相（いずれも役職は 9N 当時のもの）等を提訴し、マスに対する最初の審理がカタルーニャ高等裁判所にて 2015 年 10 月 15 日に行われた。これは、第二共和制期の最後のカタルーニャ自治政府首相リュイス・クンパンチがフランコ独裁政権によって銃殺された 1940 年 10 月 15 日から数えて 75 周年に当たることもあって、カタルーニャでは大いに物議をかもすこととなり、当日は裁判所の前で約 6,000 人の民衆と約 400 人の市町村の首長がマスの出廷を見送った¹⁶。

これが、いわゆる「プロセスの司法化」の始まりである。ラホイ中央政権は、「法を犯していかなる民主主義も存在しない」として自決権に関わる事柄を含む対話には一切応じず、「プロセス」に関する決議や主要人物についての提訴（司法化）を矢継ぎ早に行っている。なかでも、「プロセスの司法化」でマス等の提訴に並んでカタルーニャ社会に大きな衝撃を与えているのは、2016 年 10 月に自治州議会議長のカルマ・フルカデイ Carme Forcadell が起訴されたことである。以下、その経緯を簡単に述べておく。

既述の如く、拘束力のある公式の住民投票が実施できなかったことから、独立を争点に 2015 年 9 月 27 日に自治州議会選挙が実施され、独立支持派諸政党が絶対過半数の議席を得た。この結果を受けてカ

なぜ独立主義が」 30, 43-44 頁。

¹⁴ *El Periódico*, El referéndum unilateral de independencia divide a los catalanes, 2016.12.17; *Nació digital*, “El 85% dels catalans, a favor del referèndum”, 2016.12.17; *La Vanguardia*, “La mayoría quiere un referéndum pactado y descarta la unilateralidad”, 2017.01.07; *ARA*, “Més d'un 76% dels catalans està a favor del referèndum, segons un sondeig de 'La Vanguardia'”, 2017.01.07.

¹⁵ *La Vanguardia*, “El TC tumba por unanimidad la ley de consultes”, 2015.02.25; *ARA*, “El TC tomba el dret a decidir”, 2015.02.25; *EuropaPress*, “TC también declara inconstitucional la consulta alternativa del 9-N en Cataluña”, 2015.06.11; *ARA*, “El TC declara inconstitucionals els actes de la Generalitat per preparar el procés participatiu del 9N”, 2015.06.11.

¹⁶ *La Vanguardia*, “Artur Mas asume toda la responsabilidad del 9N”, 2015.10.15; *ARA*, “Mas assumeix el pes del 9-N davant del jutge”, 2015.10.15.

タルーニャ自治州議会は、2014年11月9日の非公式住民投票（9N）から一年後に当たる15年11月9日に、スペイン国家から分離し「共和国の形態を取るカタルーニャ独立国家の建設の開始」を始めるとの決議を行った。これは「9N宣言」と呼ばれている。これに対し、ラホイ中央政府は、この決議を「あらゆる手段」を行使して阻止するとして憲法裁判所に提訴し、憲法裁は12月2日に「9N宣言」に停止命令を出した。

その後既述のように2016年1月にJunts pel Síが旧ロードマップ案を公表するが、この案を土台に、憲法制定のプロセスについての研究委員会Comissió d'estudi del procés constituentが、現在の憲法解釈の枠内では自決権が認められる余地はなく、「自決権を行使する唯一の方法はスペイン国家から分離し独自の憲法を制定する以外にない」とし、ロードマップ（旧案）を3つの局面、すなわち、第一局面：参加のプロセス、第二局面：スペイン国家との分離の局面、第三局面：憲法批准のプロセス、に分割するとした報告書を16年7月18日に提出した。これを受けてカタルーニャ自治州議会は、憲法裁判所から憲法の枠組みを越える内容の議論を行うことを中止するよう勧告を受けていたものの、7月27日にこの報告書を審議し可決承認した。

これを受けて、憲法裁判所は2016年8月1日に7月27日の自治州議会決議を停止し¹⁷、さらには、新ロードマップが州議会で可決成立した10月6日には、憲法裁は検察に対して、自治州議會議長カルマ・フルカディを、自治州議会で憲法の枠組みを越える議論を許可したことは憲法への反逆であるとして刑事罰を視野に起訴するよう命じ、現在審議が行われている¹⁸。

以上がおおよその流れであるが、フルカディを裁判にかけることについては、前スコットランド前首相のアレックス・サモンドAlex Samondが、「民主的な討論の場で民主的に行われている」行為を裁判化することは「ヨーロッパ中に懸念を引き起こす」としていて警告を発している¹⁹。また、12月半ば過ぎの時点で、イギリス、アイルランド、ベルギー、イタリア、イス、デンマーク、スロベニアの国会議員が、フルカディが刑事罰を視野に裁判にかけられていることを「民主主義に対する攻撃」であるとして、各々国家に提起している²⁰。

実は、「プロセス」の司法化はこれで終わらない。2016年10月6日に可決された新ロードマップにも、12月14日に憲法裁から停止命令が出ている²¹。また、従来から憲法裁判事12名のうち、下院が4名、上院が4名、2名が内閣、司法権総評議会（Consejo General del Poder Judicial）が2名を推举することになっており、憲法裁の立法権や行政権からの独立性が問題視されているにもかかわらず²²、ラホイ中央政府は憲法裁判所の機能を改革して、憲法裁に従わない政治家の職務を停止する権限を憲法裁に付与することを検討している²³。さらに、国家の利益に反する行動をした自治州の自治権を停止する

¹⁷ *La Vanguardia*, El Constitucional suspende el plan de desconexión aprobado por el Parlament, 2016.08.01; *ARA*, El TC suspèn els acords del procés i deixa per al setembre les mesures contra Forcadell 2016.08.01.

¹⁸ 例えば *La Vanguardia*, “El TC abre la vía penal contra Forcadell”, 2016.10.06; *ARA*, “El TC demanda a la Fiscalía que actuï penalmente contra Forcadell”, 2016.10.06.

¹⁹ *ARA*, “Salmond avisa que el procés contra Forcadell genera una gran preocupació arreu d'Europa”, 2016.12.14.

²⁰ *La Vanguardia*, “El mapa del apoyo europeo a Carme Forcadell”, 2016.12.21; *La Vanguardia*, “La investigación a Forcadell introduce el proceso catalán en los parlamentos de media Europa”, 2016.12.16; *ARA*, “Europa mira el caso Forcadell con preocupación”, 2016.12.16; *ARA*, “Europa también se fija en el caso Forcadell”, 2016.12.17.

²¹ *La Vanguardia*, “El TC suspende la hoja de ruta para el referéndum en 2017”, 2016.12.14; *ARA*, “El TC suspende el plan para el referéndum”, 2016.12.14.

²² *Constitución Española*, “Título IX. Del Tribunal Constitucional”, Agencia Estatal Boletín Oficial del Estado, pp.49-50; *ARA*, “Un tribunal controlado por el PP que es que al TC”, 2016.11.03.

²³ *NacióDigital*, “El gobierno español usa por primera vez la reforma del TC que permite suspender las leyes”, 2016.01.29; *EuropaPress*, “El TC revisará la constitucionalidad de la reforma que refuerza la ejecución de sus resoluciones”, 2016.02.05; *La Vanguardia*, “El Tribunal Constitucional aprueba la ley que permite suspender a políticos”, 2017.11.03

権限を国家に付与している憲法 155 条を使って、カタルーニャ自治州の自治権の停止にもラホイ中央政府はしばしば言及している。ちなみに独立派は、マスや特にフルカデイの裁判の成り行き・結果次第では、あるいは憲法 155 条に基づいて自治権が停止された場合は、住民投票の実施は早まるとの発言を行っている²⁴。

「プロセス」の司法化に関しては、最後にもう一点、一見すると直接「プロセス」に関連しないように思われる法律についての提訴と違憲判決にも触れておかなければならない。カタルーニャ自治州議会は、2013 年から何度かに渡って「貧困者のライフライン *pobresa energètica*」に関する政令や法律を制定している。これは電気会社とガス会社に対して、代金を支払えない契約者が出た場合はまずもって代金未納者が居住する自治体にその未納者が貧困状況にあるかどうかを問い合わせ、もし貧困状態にある場合は電気やガスを切断してはならない、ということを定めたものであるが、これに対しても、ラホイ PP 中央政府は自治州にそのようなことを定める権限はないとして憲法裁に提訴し、14 年 10 月と 16 年 4 月に違憲判決が出ている²⁵。ちなみに、16 年 11 月には、カタルーニャのレウスで電気を切断され蝋燭で明かりを取っていた一人暮らしの高齢女性が焼死するという事件が生じている²⁶。また、カタルーニャ自治州議会は 10 年 7 月 28 日に「闘牛禁止法」を可決し、12 年 1 月 1 日より施行されていたが、10 年 10 月、当時野党だった PP はこの法律が国家の権限を侵害しているとして憲法裁に提訴し、13 年に PP 中央政府は国会で闘牛を国の無形文化財と認定し、15 年には文化財を国家が保護する義務について定めた法律を制定させ、16 年 10 月には「闘牛禁止法」への違憲判決を勝ち取っている²⁷。加えて、独自の自治州財源を確保するために定めた原子力由来電力に課税する法に対しても中央政府が提訴し 16 年 4 月に違憲判決が出ている²⁸。違憲判決はこの他にも多数ある。

これらの違憲判決の根底にあるのは、そういうことを決める権限があるのは、「スペイン」というネーション（スペイン国民）だけである、という現在の憲法解釈である。そして、特に「貧困者のライフラインに関する法」や「闘牛禁止法」への違憲判決に至っては、これはむしろ自治権に関わる内的自決権の問題といえるが、内的自決権が保障されていないことは、一般的には独立に関わる外的自決権があるということの正当性を高めることになる²⁹。

このようなラホイ政権の再中央集権化および司法化を多用する政治手法がカタルーニャで独立主義が急増した重要な要因の一つであるとの見立ては、カタルーニャの独立派のみならず Podemos や PSOE を含むほぼすべての国政野党のあいだで一致する。

だが、ラホイ政権のしばしば「高圧的」、「柔軟性にかける」、「恣意的」などと評される政治手法は、もちろんラホイ首相の個人的資質にも何がしかは関係するではあろうが、しかしながらそれは 2010 年

²⁴ ARA, “De divuit a trenta mesos els terminis de la independència”, 2016.01.18.

²⁵ これに関する記事は多いが差し当たり、La Vanguardia, “El TC prohíbe al Govern garantizar el suministro a las familias vulnerables que no paguen las facturas”, 2016.04.08; ARA, “El TC prohíbeix al Govern garantir el subministrament a les famílies vulnerables que no paguin les factures”, 2016.04.09; CCMA.cat, “Què diu la Llei contra la Pobresa Energètica”, 2016.11.15. ただし、2016 年 4 月の違憲裁定に際しては、住民の生活・生存に関わる事柄で国家が十分な対策を放棄している分野では、自治州には EU が求めている水準を満たすためにも今回のような対策を行う権限はあるとしている判事もいた。

²⁶ La Vanguardia, “La anciana muerta en el incendio de su casa en Reus se iluminaba con velas porque le habían cortado la luz”, 2016.11.14; ARA, “Mor una dona de 81 anys en un incendi a Reus. S'il·luminava amb espelmes perquè li havien tallat la llum”, 2016.11.14.

²⁷ La Vanguardia, “El TC anula la decisión del Parlament de prohibir los toros en Catalunya”, 2016.10.20; ARA, “El TC tomba la prohibició dels toros a Catalunya”, 2016.10.20; ARA, “El Tribunal Constitucional pot fer tornar els toros a Catalunya?”, 2016.10.05.

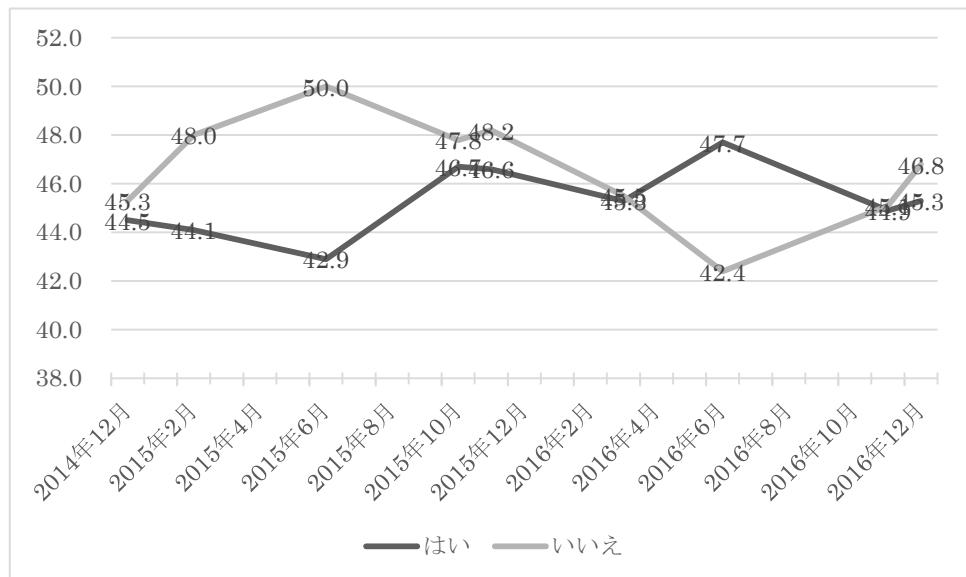
²⁸ La Vanguardia, “El TC declara inconstitucional el impuesto sobre las nucleares aprobado por el Parlament”, 2016.04.27; ARA, “El TC tomba l'impost català sobre les nuclears”, 2016.04.27.

²⁹ 内的自決権については例えば次を参照。松野明久「民族集団に独立の権利はあるのか：自決・分離と冷戦後の国際関係」Asia Peacebuilding Initiatives の HP [http://peacebuilding.asia/1682-2/] の「平和構築全般」に所収。(2016 年 2 月 16 日最終閲覧)

6月に出された憲法裁判所のカタルーニャ自治州新自治憲章に対する違憲判決によって定まった憲法解釈にまで立ち返らないと十分には理解できないと思われる。それゆえ、これについては次章で検討するが、その前に、世論調査での独立支持の割合とEUの反応について若干触れておく。

1-3 世論調査での独立支持の割合

図1 「カタルーニャが独立国家になって欲しいですか？」



典拠：CEO, *Dossier de premsa de l'Enquesta sobre context polític a Catalunya es basa en els resultats de l'estudi Enquesta sobre context polític a Catalunya. 2016 corresponent al Registre d'Estudis d'Opinió número 838, 2016*, p.42 の図 “I més concretament, “Vol que Catalunya esdevingui un Estat independent?””
注：図1の回答項目は「はい」、「いいえ」、「分からぬ」、「無回答」の4種だが、後者2項目はこの図では省略されている。

CEOの世論調査での独立支持の推移は、図1「カタルーニャが独立国家になって欲しいですか？」と図2「カタルーニャとスペインの関係について、カタルーニャのあるべき姿は？」に示されている。図1と図2は表題が示しているように、この2つの図では質問項目が異なる。

図1では、この質問形式が始まった2014年12月から独立支持と不支持がほぼ拮抗していることがわかる。他方、カタルーニャとスペインの関係を、「スペインの一地域 Una regió d'Espanya」、「スペインのなかの自治州 Una comunitat autònoma d'Espanya」「連邦国家スペインのなかの国家(州) Un Estat dins una Espanya federal」「独立国家 Un Estat independent」という選択肢で尋ねている図2では、2014年12月以降、「独立国家」がおよそ36～42%前後の水準まで下がり、その分だけ「スペインのなかの自治州」および「連邦国家スペインのなかの国家(州)」がやや増加していることがわかる。特に直近では、「連邦国家スペインのなかの国家(州)」が29.2%まで増加しているが、これは、各種世論調査で「マルチナショナルなスペインのなかの自決権を持つネーションとしてのカタルーニャ」を目指すとしている主張しているComuns/Sí que es pot(カタルーニャのPodemos系会派)の支持率が上昇傾向にあることと関係しているのではと思われる。ちなみに、各種世論調査では、もし今自治州議会選挙が行われた場合、独立派諸政党が絶対過半数を維持しそうな見込みであるものの、CDCとCUPは票を減らし、ERCが増加するとの結果が出ている³⁰。

³⁰ 註12を参照。

1-4 EUはどう対応するのか？

カタルーニャの独立の可能性について言及することは筆者の能力を超えており、また本稿の目的でもないが、もしカタルーニャが住民投票の結果独立宣言をした場合、独立が実質的なものとなるかどうかは、国際的承認がどれだけ得られるかにかなりの程度依存することになると思われる。なかでも、EUがどのような対応をするのが最も注目されるところとなるだろう。

EUに関して興味深いのは、スコットランドの動向である。イギリスのEU離脱が決まった後、EU残留を望む住民が多かったスコットランドでは、イギリスから独立してEUへの加盟を目指す動きが高まっている。なかでも、2016年6月、スコットランド首相のニコラ・スタークション Nicola Sturgeon が、ユンカーJuncker 欧州委員会委員長と会談した際、ラホイ首相がこの会談への強い不快感を表明し、「もしイギリスが（EUから）出て行くなら、スコットランドも出て行くのだ」[（）筆者]と発言したことは、興味深い出来事であった³¹。

また、ドイツ選出のEU議員でヨーロッパ国際運動 European Movement International の代表のヨー・ライネン Jo Leinen（社会民主党 SPD）が、2016年12月に「カタルーニャもスコットランドもEUを構成している地域であり、独立した後は、その第1日目からEUの一部である」と発言している。これは一EU議員の発言とはいえ、ドイツ選出の議員がここまで踏み込んだ発言をしたことは恐らく初めてで、その意味でこれも興味深い³²。

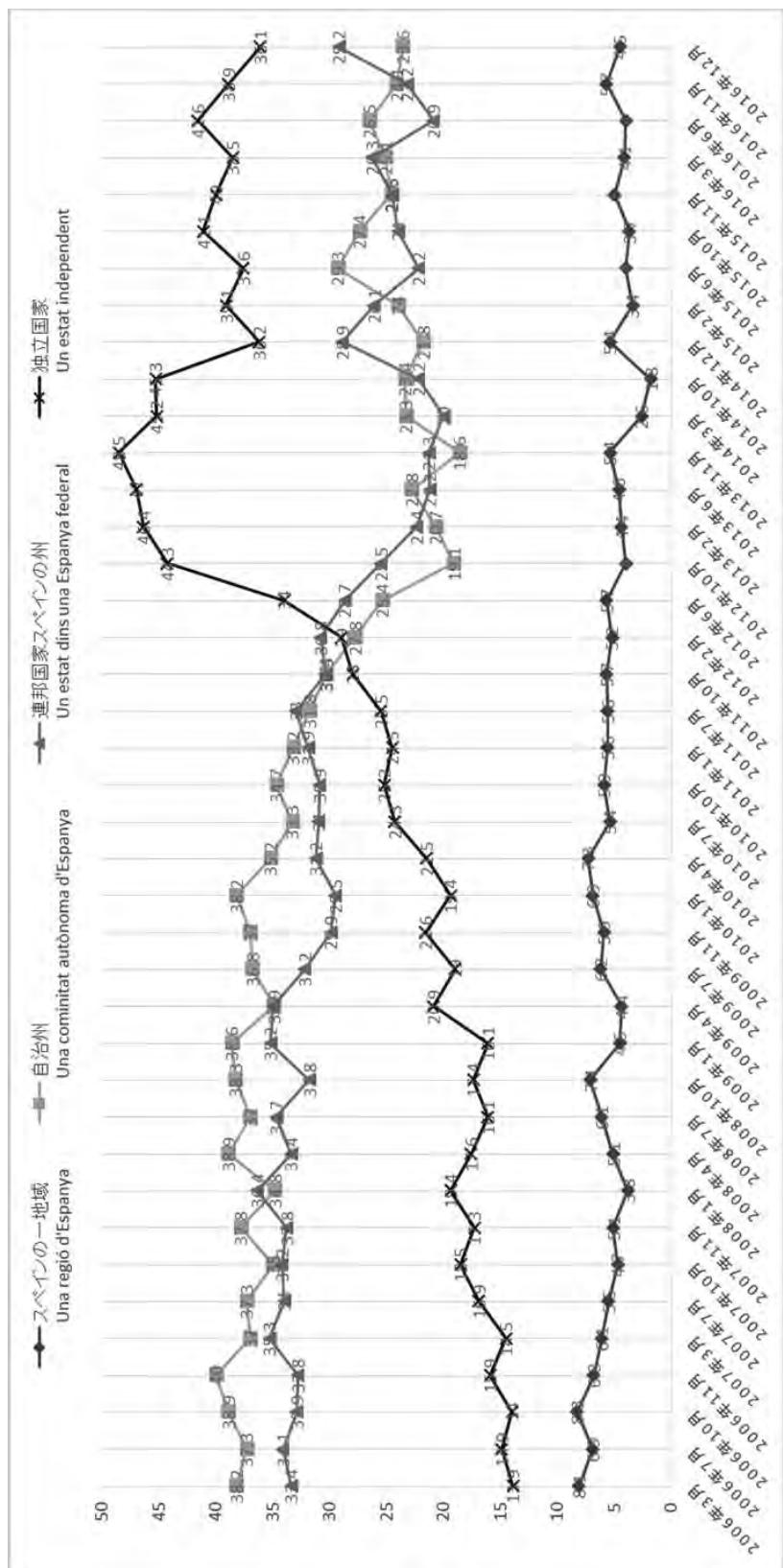
ちなみに、筆者が2015年9月にカタルーニャ外交評議会 Diplocat のアルベル・ロヨ Albert Royo 代表にインタビューした際、EUは現実な選択をする機関であり、EUのGDPの約2%を占めるカタルーニャが一時的であれEUを外れることはEUにとっても得策ではなく、そのような選択をEUはしないであろう、との見通しを示していた³³。

³¹ *La Vanguardia*, “Rajoy “Si el Reino Unido se va, Escocia también se va”, 2016.06.29; *ARA*, “Rajoy tanca la porta a les negociacions d'Escòcia amb la UE”, 2016.06.30.

³² *La Vanguardia*, “Si Catalunya y Escocia son independientes, formaran parte de la UE desde el día uno”, 2016.12.05.

³³ 2015年9月14日、Diplocatでのアルベル・ロヨ氏へのインタビュー。

図2 「カタルーニャとスペインの関係について、カタルーニャのあるべき姿は？」



典拠：CEO, *Dossier de premsa de l'Enquesta sobre context polític a Catalunya es basa en els resultats de l'estudi Enquesta sobre context polític a Catalunya. 2016 corresponent al Registre d'Estudis d'Opinió número 838, 2016, p.40* の図 “Creu que Catalunya hauria de ser...”。

念のため付言しておくと、独立派諸政党のなかで自治州与党会派の Junts pel Sí を構成する CDC と ERC、そして 9 月 11 日のカタルーニャのナショナル・デーの行事を 2012 年以降主催している横断的非政党組織の ANC (Assemblea Nacional Catalana カタルーニャ国民会議) は、一貫して EU の一員として独立するとの方針であり、12 年 9 月 11 日に 150 万人が参加したデモ行進のスローガンは、「カタルーニャ、ヨーロッパの新国家 Catalunya. Nou estat d'Europa」だった。これに対し、CUP は Podemos 系と同様に、緊縮政策等を巡って EU には懷疑的である。

2章 なぜ独立主義が高まっているのか？

2011 年 11 月に誕生したラホイ政権による再中央集権化の言説と行動がカタルーニャにおける独立主義を急増させたことは図 2 に明瞭に示されている。これについては後でまた言及する。そして、「プロセス」の司法化がカタルーニャで大きな反発を招いていることも前章で触れた。しかしながら、カタルーニャで独立主義が急増した要因をラホイ政権の言動だけに帰することはできず、その要因を上手く理解するには、2010 年 6 月に出されたカタルーニャの新自治憲章に対する違憲判決とそれによって定まった憲法解釈にまで遡る必要がある。というのも、ラホイ政権はこの憲法解釈に則って再中央集権化と「プロセス」の司法化を行っているからである。

2-1 新自治憲章に対する違憲判決（2010 年 6 月）

2-1-1 78 年憲法の孕んでいた問題点

カタルーニャの新自治憲章への違憲判決について述べるために、その前にまず現行の 78 年憲法が孕んでいた問題点、より具体的には、憲法第 2 条が未解決のまま孕んでいた 2 つの異なる方向性について言及する必要がある。

78 年憲法の成立の詳細についてここで触れる紙幅はないが、この憲法は 1975 年にフランコの死去もって独裁体制が終わったことを受けて作られた憲法であり、フランコ体制での有力閣僚経験者を中心とする保守勢力が結成しフランコ体制の理念を最も強く継承していた AP (Alianza Popular 国民同盟、後の PP)、フランコ体制内の改革派を中心に多様な中道政治勢力が結集していた UCD (Unión de Centro Democrático 民主中道連合、後に消滅)、PSOE (社会労働党)、PCE (Partido Comunista de España 共産党、現在は統一左翼 EU に参加し Podemos とは選挙連合・統一会派を形成している)、CDC (カタルーニャ民主集中)、PNV (Partido Nacionalista Vasco バスク・ナショナリスト党) という多様な政治勢力の妥協の産物として作成されたものである。

UCD のスアレス Suárez 政権の下で憲法の作成にあたったのは、1977 年 6 月の総選挙の結果 (UCD165、PSOE118、PCE20、AP16、CDC11、PNV8) を反映して、UCD 3 名、PSOE、PCE、AP、カタルーニャ・バスク議員グループ各 1 名の 7 名で構成された下院憲法起草委員会だった³⁴。

この憲法は第 2 条の前半でまず、“La Constitución se fundamenta en la indisoluble unidad de la Nación española, patria común e indivisible de todos los españoles”，「憲法は、全てのスペイン人の共通且つ不可分の祖国であるスペインというネーション (Nación española スペイン国民=民族) のゆるぎない統一に基礎を置くとともに」としている。これは、フランコ体制を想起させるかのように、Nación española の一体性や不可分性を極めて強い調子で強調している部分で、「共通且つ不可分の祖

³⁴ 1977 年の状況については例えば、竹中克行「民主化以後のスペイン」関哲行/立石博高/中塚次郎編著『世界歴史大系スペイン史 2 近現代・地域からの視座』山川出版社、2008 年、212-216 頁。

国」はスペイン軍のモットーと酷似している。要するに、スペインとはスペインという一つのネーションから成る国民国家（nation state、一つの state [国家] は一つの nation [ネーション、国民=民族] と一つの言語から形成されなければならないとする一種のイデオロギーで、その典型はフランス）であると力説している部分といえる。

これに対し、後半部分は、“y reconoce y garantiza el derecho a la autonomía de las nacionalidades y regiones que la integran y la solidaridad entre todas ellas”. 「スペインというネーション（Nación española スペイン国民=民族）を構成する諸民族体（nacionalidades）と諸地域（regiones）の自治権およびこれらの間の連帯を承認し且つ保証する」となっていて、Nación española（スペインというネーション、スペイン国民=民族）は一つで不可分なのだが、その内部には nacionalidades（「諸民族体」と訳されることが多い）なるものが存在するとして、「スペインというネーション」に一定の多様性があることを認めている部分である。ただし、この部分は前半部分が強い調子で一体性を強調しているのに比べると、その句調はかなり弱い。

言語について記述してある第3条も二部構成となっており、第1項では「カスティーリャ語は国家の公用語であり、すべてのスペイン人がそれを知る義務と使う権利を有する」としている一方で、第2項では「その他のスペインの言語も、それぞれ自治州において、自治憲章の定めるところによって、公用語となりえる」とし、さらに第3項で「スペインの言語的多様性は、特別の尊重と保護の対象たる文化財産である」としている。つまり、国家公用語はカスティーリャ語（いわゆるスペイン語）だけであるとする一方で、それ以外の言語が存在する自治州の場合は、その自治州が望めばそれを自治州レベルでの公用語とすることができます、としている。

さて、憲法作成当時から少なからず問題視され、後にますます大きな問題として認識されるようになっていたのは、第2条に nacionalidades（諸民族体）の定義が書かれていないことである。あるいは、定義づけを書けないような術語を入れ込んであることが問題であるともいえるし、妥協を成立させるには定義などは書けなかったと言った方が良いのかもしれない。

nacionalidades は第二共和制の時に自治州となり、フランコ体制によって廃止されたカタルーニャ、バスク、ガリシアの3つ自治州を念頭に置いて書かれた経緯があるのだが、憲法には nacionalidades がどこを指すとは全く明記されていない。さらに nación, nacionalidades, regiones の違いも明記されていない。恐らくは nacionalidades は、nación 未満 regiones 以上のものなのだろうと推測されるが、それが明記されている訳ではない³⁵。

78年憲法、とりわけ第2条が、様々な政治勢力の妥協の産物であることは、2つの対極にあった政党の当時の意見を見るとわかりやすい。まず、思想的にも人材の点でもフランコ独裁体制を最も強く継承していた AP（国民同盟、後の PP）は、nacionalidades なるものを入れることは、スペインというネーションの一体性を損なうとして、78年憲法に反対していた。他方、バスク・ナショナリスト党 PNB は、78年憲法が、複数のネーションから構成されているというスペイン国家のマルチナショナルな特性（plurinacionalidad del Estado español）を十分に認知していないこと、スペイン国家を構成する各ネーションの自決権が認められていないことを理由に、この憲法に反対していた。つまり、スペイン国家の基本的枠組みを巡って当時対極にあった AP と PNB の双方が 78 年憲法に反対していたのであり、逆に言えば、双方の主張の間（ただし恐らく真ん中ではない）にあるのが同憲法であるといえる。

ちなみに以下が、バスク選出の国会議員だったFrancisco Letamendía (EE バスク左翼、EE は後に PSE バスク社会党=PSOE に合流) が作成した第2条の草案で、当時のバスク・ナショナリストの考えが上手く反映されている。”La Constitución se fundamenta en la plurinacionalidad del Estado español, la solidaridad entre sus pueblos, el derecho a la autonomía de

³⁵ 憲法第2条と nacionalidades については例えば、立石博高『スペイン歴史散歩 多言語社会の明日に向けて』行路社、2004年、21-23頁。憲法条文は *Constitución Española*, p.9.

las regiones y naciones que la integran. Y el derecho de autodeterminación de estas últimas.” 「憲法は、スペイン国家のマルチナショナルな特性、各ネーションの民（たみ）pueblos のあいだの連帶、それ〔スペイン国家のマルチナショナルな特性〕を構成する諸地域と諸ネーションの自治権、そして、それらのネーションの自己決定権に基づく」。

また、当時上院議員だったカタルーニャ人のリュイス・マリア・シリナックス Lluís María Xirinachs は、“los pueblos soberanos de Andalucía, Aragón, Asturias, Euskadi, Galicia, Países Catalanes y Países Castellanos” 「主権（自決権）を持つアンダルシーア、アラゴン、バスク、ガリシア、カタルーニャ諸国、カスティーリヤ諸国の民（たみ）pueblos」 から構成される「スペイン連邦 confederación española」 を提案していた³⁶。

このように、憲法作成時に国家の基本的枠組を巡って当時対極にあった AP（後の PP）と PNB の双方が 78 年憲法に反対していたのであり、両者のあいだに位置した諸勢力の妥協の産物として成立したのが 78 年憲法の第 2 条だといえる。そして、大きな問題となつていったのは、そこに「妥協」という言葉を使おうが「合意」という言葉を使おうが、nacionalidades という定義のしようのない術語を使って、いわばその場しのぎで問題を先送りしたことのつけが 78 年憲法制定以後ますます大きくなつていったこと、つまり、AP と PNB の意見の違いに端的に現れていたような二つの異なる方向性の乖離がますます大きくなつていったことである。二つの異なる方向性とは、要するに、第 2 条の前半部分にあるようなスペインというネーションの不可分性と一体性を限りなく強調していく方向性と、第 2 条の後半部分を重視し、スペインは複数のネーションから成るマルチナショナルな国家であるとの立場に立ち、その側面をより強調していく方向性のことである。

では住民投票の際に、バスクと違ってカタルーニャはなぜ基本的に 78 年憲法に賛成したのだろうか？ それは、恐らくは、78 年憲法が成立するよりも前の 1977 年、6 月の総選挙の後、スアレス首相と亡命カタルーニャ自治政府首相のジュゼップ・タラデーリヤス Josep Taradellas による直接交渉の結果、スアレスは 1938 年にカタルーニャの諸機関を廃止した法律を廃止し、カタルーニャ自治政府を復活させた（これは民主化移行プロセスのなかで第二共和制時の政治機関の復活が認められた唯一の例）ことで、カタルーニャでは、スペインがよりマルチナショナルな（複数のネーションから構成されているという側面がより明瞭となっていくという方向）に進むということに疑いを持った人が少なかつたのではないかと思われる³⁷。

いずれにせよ、問題は未解決のままだった。78 年憲法制定後、スペイン全体で、スペインという国家はより plurinacional な方向に進むということについて、あるいはスペインの多言語・多文化をスペイン全体の価値ある財産とみなすことについて、審議を尽くしてスペイン全体でお互いに納得し相互理解を深めていくという作業はほとんどなされないまま時は過ぎ、二つの異なる方向性の乖離は着実に進んでいった。

³⁶ Jaime Pastor, “¿Fue la Transición Política una oportunidad perdida?”, en Jaime Pastor, *Cataluña quiere decidir*, Icaria editorial (Barcelona), 2014, pp. 28-29; Damià del Clot, *El Tribunal Constitucional contra Catalunya, Llibres del Delicte* (Barcelona), 2015, pp. 33-34. cas.pueblo/cat.poble/eng.people は文脈によって、国民、民族、人民などと様々に訳されるが、今回は「民（たみ）」と訳した。pueblo/poble/people は、cas.nació/cat.nació/eng.nation（「政治的な共同体としての国民=民族」）よりは政治的な意味合いは相対的に若干少なく、cas.etnia/cat.ètnia/eng.ethnicity（「民族」）と比べると「ある領域の住民」という意味合いがより強く、とはいえた cas.ciudadano/cat.ciutadà/eng.citizen（「市民」）と比べるとより文化的・歴史的な意味合いが強いといえる。cas.Países Catalanes/cat.Països Catalans には一般的にバレンシア、バレアレス諸島に加えてフランス側カタルーニャも含まれる。バスク語の Euskadi は「バスク自治州」を指す場合とフランス側を含む「バスク 7 領域」を指す場合がある。Euskadi については、萩尾生編著『現代バスクを知るための 50 章』明石書店、2012 年、26-28 頁。

³⁷ Jaime Pastor, “¿Fue la Transición Política …”, p.30. 1977 年の状況については例えば、立石/奥野（編）『カタルーニャを知る…』、203-205 頁。

また、1982年7月に制定された自治プロセス調整組織法(LOAPA)により、カタルーニャ、バスク、ガリシアを念頭に置いて作られた151条に基づく自治州と、より権限が少なく簡素な手続きで自治州を設置することを認めていた143条に基づく自治州との違いは極めて曖昧になり、151条自治州の自治権がnacionalidadesに基づくものなのか、単なるregionesとしての自治権に基づくものなのかも不明確になっていた。

このような状況下で、CiU(集中と統一: CDCとUDCの選挙連合・統一会派)³⁸のジョルディ・プロジェル Jordi Pujolが首班のカタルーニャ自治政府政権(1980-2003年)は、スペイン政界でPSOEのフェリペ・ゴンサレス Felipe González政権(1982-1996年)やPPのアスナール Aznar第1期政権(1996-2000年)の時代に、国政与党が絶対過半数に届かない状況等があった場合はそれを巧みに利用しながら、時々の政権との交渉と合意により自治州の権限を拡大していった。

例えばPPが絶対過半数を獲得できなかった第1期アスナール政権期に、プロジェルはCiUがPP政権に協力する見返りにカタルーニャ自治州警察をカタルーニャに前面展開させる合意を引き出している。しかしながら、このようなことが78年憲法下での自治州国家体制を行過ぎた分権化だと認識しているPPの不満をさらに増大させたであろうことは、想像に難くない³⁹。

2-1-2 新自治憲章の制定(2006年)

そのようななか、2000年の総選挙でPPが絶対過半数を獲得したことによって状況は一変した。PPのアスナール首相は、フランコ時代を彷彿とさせるかのような言辞も交えながら再中央集権化の言説を急増させた。スペインの90%以上の人々が反対していたにもかかわらず、2003年にスペイン軍がイラク戦争に参加したのも、アスナール首相の強い意向を受けてのものだった⁴⁰。

他方、2003年12月、カタルーニャでは政権交代が生じ、23年間政権の座にあったCiUのプロジェル政権に代わって、「カタルーニャ主義と進歩」をスローガンにした左派3党によるパスクワル・マラガイ Pasqual Maragall政権(2003-06年)が誕生した。左派3党とは、PSC(カタルーニャ社会党)、ERC(カタルーニャ共和主義左派)、ICV(カタルーニャのためのイニシアティブ・緑の党のことである。

この政権は、アスナール首相が再中央集権化の言説を急増させていたことを受けて、新自治憲章制定に着手した。その最大の目的は、カタルーニャをネーション(cat. nació)と位置づけることで、カタルーニャの側からスペインを「マルチナショナルな連邦国家」にしていくことだった。また、2004年3月にはスペイン国政でPSOEサパテーロ政権が誕生したが、サパテーロ Zapatero首相もカタルーニャの新自治憲章を梃子に、スペインを「マルチナショナルな連邦国家」に近づけていくことには、実はあまり積極的ではなかった。

³⁸ CiUについては註7参照。

³⁹ *El País*, "Aznar logra el apoyo de Pujol para formar Gobierno", 1996.04.27; *El plural*, "La Seguridad en Cataluña es responsabilidad de los Mossos desde 1996 por acuerdo entre Aznar y Pujol", 2011.06.16.

⁴⁰ *El País digital*, "Franquismo sin Franco", 2004, 01.17.; *Libertad Digital*, "Montilla dice que Aznar "pone en peligro la cohesión de España" con un discurso franquista", 2003.12.19.

⁴¹ スペインの経済中心であるカタルーニャには19世紀以降常に、とりわけ1960・70年代に大量の他地域からの移民流入があった。

新自治憲章案は、2005年に自治州議会で可決されたものの、その後、サパテーロ首相、PSOE中央政府、CiUのマスの3者のあいだで内容は大幅に削減され、カタルーニャの左派3党は強く反発した。例えば、カタルーニャをネーションと規定する場所は前文のみとされた。バスクとナバラが持つ徵税権（両自治州は税金を州が徵税し一定額を国家に納めるという特權的な権限を有している）も断念し、国庫配分率を高めることで妥協した。具体的には中央政府が各自治州に税を再交付する前と後でカタルーニャの一人当たりのGDPの全自治州における順位に変動があつてはならないとする「通常性の原則」で我慢することになった。（その後この「原則」は一度も実施されていない）。

ちなみに、カタルーニャの財政的な不公平感について言及しておくと、カタルーニャ側の言い分は、経済規模の大きい自治州がより多くの税負担をすること自体は当たり前であるが、しかしながら、税負担の仕方が不平等すぎるというもの、要するに「我々はスウェーデン並みの税金を払いながら、スペイン平均以下のサービスしか受けていない」というものである。

具体的には、カタルーニャの経済規模は確かに大きいが、カタルーニャの財政赤字は毎年約8%に及び、それだけの分の税権が国家から戻って来ないということや、カタルーニャの住民一人当たりの税負担はスペインの自治州の中で第3位であるが、カタルーニャへの住民一人当たりの交付金は第10位であるということや、カタルーニャのインフラが非常に脆弱で、大量の大型車が通る対面通行の危険な道路が多いということや、RENFE（国鉄）の車両や設備が非常に古く、運行状況がスペインのなかでも最も悪いということ、等々が挙げられている。いずれにせよ、カタルーニャのスペインに対する不満は、専ら裕福な地域の右派的な経済的地域エゴにあると捉え、イタリアの北部同盟などと同一視してしまうと、カタルーニャ問題の核心部分は何一つ見えなくなってしまう⁴²。

このような内容の削減があったとはいえ、新自治憲章は2006年に国会で可決され、カタルーニャでの住民投票を経て同年成立した。だが、ラホイが率いる当時野党だったPPは、新自治憲章は、「Nación española のゆるぎない統一」に照らして断じて認めることはできないとして憲法裁判所に提訴し、反新自治憲章キャンペーンも大々的に実施した。ラホイによると、スペインにはあくまで「スペインという一つのネーション」しか存在せず、スペインがuna nación de naciones「複数のネーションから成るネーション」であることはあり得なかつた⁴³。

2-1-3 新自治憲章への違憲判決（2010年）による憲法解釈

新自治憲章が成立施行してから4年近くが経った2010年6月28日、PPが提訴していた新自治憲章への違憲判決が憲法裁判所から出された。当然ながらカタルーニャでは大騒ぎとなり、新自治憲章に賛成した全政党、つまりPPとC's(cat.Ciutadans/cas.Ciudadanos市民党、スペイン・ナショナリズムの右派新党)を除く全政党(PSC、ERC、ICV CiU)の呼びかけで2010年7月10日、バルセローナで110万人が参加する抗議のデモが、「私たちはネーションだ。決めるのは私たちだ。Som una nació. Nosaltres decidim」のスローガンのもとに行われた。また、主催者側、特にPSCのホセ・モンティーリヤJosé Montilla自治政府首相(職位2006-10年)の思惑を大きく超えて、多くの参加者が「独立」と連呼しながら練り歩いたことは、その後のカタルーニャの歩みを象徴する出来事となった。これ以降、すでに微増傾向にあった独立志向はさらに増加し、25%に達するようになった。(図2参照)

⁴² ただし、恐らくは2007-08年頃から一部の独立主義者が使い始めた”Espanya ens roba”（スペインが我々から奪っている）というスローガンは、その意図したところを超えて、様々な誤解と批判を生んだことは確かである。これについては稿を改めて論じたい。

⁴³ *El País*, "Rajoy: "Sólo hay una nación, la española", 2005.12.04. 本項についてのより詳細な情報は、奥野「自決を求める」、206-209頁；「カタルーニャにおける独立志向」137-142,153-158頁；「カタルーニャでなぜ独立主義が」34-37,41頁。

違憲判決は14の条項を、「Nación española のゆるぎない統一」に照らして違憲とし、26の条項の解釈を変更した。なかでも次の2点が極めて重要であろう。

①ネーション (cat.nació) は、78年憲法においてはスペインだけに当てはまる概念であり、カタルーニャをネーションと規定した新自治憲章の前文の該当箇所は何ら法的意味を持たないとされた。

②新自治憲章の前文および第4条と第5条で、カタルーニャの自治 (cat.autogovern) は、憲法およびカタルーニャの人々の歴史的諸権利・諸法 (cat.drets històrics /cas.derechos históricos) に基づくとしてある箇所について、違憲裁定では、「憲法が唯一効力を認めている歴史的諸権利・諸法は、ナバラと特権を有するバスクの諸領土 (バスク自治州のこと)」[() 内筆者] のそれだけである」として、カタルーニャの歴史的諸権利・諸法をわざわざ否定した。

新自治憲章は、78年憲法第2条後半部分の「Nación española (スペインというネーション/スペイン国民=民族) を構成する nacionalidades (諸民族体) と regiones (諸地域) の自治権およびこれらの間の連帯を承認し且つ保証する」と、付則の第1の「憲法は、特権を有する領土の歴史的諸法・諸権利を保護しつつ尊重する」という箇所を広く解釈することで、カタルーニャをネーションとして位置づけた。

だが違憲裁定の結果、そのような憲法解釈は許されないことになり、裁定によって定まった憲法解釈では、スペインには「スペインというネーション」の他にネーションは存在せず、カタルーニャの自治の根拠としての歴史的諸権利・諸法も存在せず(ただしバスクとナバラにはある)、nacionalidades にネーションの意味合いではなく、カタルーニャはスペインというネーションを構成する一地域に過ぎないというものであった⁴⁴。

その結果、スペインのネーションとしての一体性が殊更に強調されるとともに、現行憲法の下では、マルチナショナルな連邦国家としてのスペインを目指す可能性は完全に閉ざされ、それどころか、カタルーニャはスペインというネーションを構成する一地域に過ぎなくなってしまった。

以上の違憲裁定は、PPの要求していたものとほぼ同じであり、ラホイは深い満足感を示したのに対し、PSOEのサパテーロ首相は、この違憲裁定は「政治的分権化の終焉」であり、「複数のスペイン」の終わりと新自由主義の幕が開けたと述べた。

ちなみに、ではなぜバスクとナバラのみに徵税権という歴史的諸法・諸権利が認められるのかといえば、それはやはりスペイン、継承戦争(1701-14年)においてカスティーリヤ・ブルボン勢力に与したことで「独自の法体系および政治体制(フェロス furos)」の存続が認められたバスク諸邦およびナバラ王国と、ハプスブルク・大同盟の側に立って敗北し、「独自の法体系および政治体制」を失ったアラゴン連合王国(カタルーニャ・アラゴン連合王国)の諸国(カタルーニャ公国、アラゴン王国、バレンシア王国、マリヨルカ王国)の違いにまで遡ることになる⁴⁵。

また、言語に関しては、カタルーニャ語とカスティーリヤ語のバイリンガル社会となっている現状を前提としつつ、カタルーニャ語の正常化をより促進するため、行政分野でカタルーニャ語に優先権を与えた条項も違憲された。その結果、この違憲裁定に基づいて、2011年9月11日、カタルーニャ高等裁判所は「カタルーニャの学校ではカスティーリヤ語が教育言語とならねばならない」とした。これは、カタルーニャ語が公的な場で禁止されていたフランコ独裁期を経て、カタルーニャ語を教育言語とすることによって、大言語であるカスティーリヤ語の取り囲まれている状況下でカタルーニャ語を存続させながら、母語がカタルーニャ語であるかカスティーリヤ語であるかを問わず高いレベルで両言語によるバイリンガル社会を実現してきたカタルーニャの教育制度を完全に否定することを意味した⁴⁶。

⁴⁴ Parlament de Catalunya, *Estatut d'autonomia de Catalunya Edició 2016*, 2016; Tribunal Constitucional, "11409 Sentencia 31/2010, de 28 de junio de 2010", *Boletín oficial del Estado*, 2010.06.16, pp.21-24.

⁴⁵ 立石/奥野(編)『カタルーニャを知る…』、267-270頁、奥野良知「18世紀のスペイン」関哲行・立石博高・中塚次郎編著『世界歴史大系スペイン史1古代～近代』山川出版社、2008年、379-386頁。

⁴⁶ カタルーニャの言語状況に関しては、長谷川信弥「バイリンガル社会の実践 カタルーニャ語の現在」立石/奥野(編)『カタルーニャを知る…』、65-68頁。

もう一つ重要なことは、上記の言語に関する新たな司法判断からもわかるように、違憲裁判によってスペインには「スペインというネーション」の他にネーションは存在しないとされたその「ネーション」とは、カスティーリャの言語・文化・歴史を基盤にしたネーションだということである。スペインというネーションのこのような側面は、後のラホイ PP 政権によって違憲判決によってさらに強まっていく。

施行から 4 年も経つ出されたこの違憲判決は、カタルーニャ社会にとって激震であり、多くの人々がこれを「屈辱 humiliació」として捉えたとされる。そして、「スペインに、カタルーニャの居場所はもはやない」と考える人々が増えていくことになった。違憲判決は大きな地殻変動で、その前後で、特にカタルーニャでは世界が大きく変わってしまったといえる⁴⁷。

2-2 ラホイ PP 政権の誕生（2011 年 11 月）と再中央集権化

2010 年 6 月にカタルーニャ新自治憲章への違憲判決を勝ち取った PP のラホイ党首による政権が 2011 年 11 月に誕生した。ここで重要なことは、以後ラホイ政権がしていく再中央集権化といわばその結果として発生した「プロセス」への司法化は、違憲判決によって定まった憲法解釈、すなわちネーションという概念はスペインのみに当てはまるものであり、カタルーニャは実質的にはそれを構成する一地域に過ぎない、という憲法解釈に則って行われていることである。つまり、新自治憲章への違憲判決とラホイ政権の言説や諸政策のあいだの連続性に注意することが重要だと思われる。また、この両者が連続的に捉えられていたからこそ、独立するしか選択肢はないのではと考える人がラホイ政権誕生以後カタルーニャで急増したのだと思われる。

ラホイ政権が誕生し一連の再中央集権化政策を開始すると、図 2 にあるように、カタルーニャでの独立支持は一挙に 50% 近くにまで達するようになった。既述のように、ラホイ政権が独立主義を量産したことについては、これは何もカタルーニャの独立派のみならず、Podemos や PSOE などほぼすべての国政野党（ただし C's を除く）のあいだでおおよそ一致する見立てである。とはいっても、マドリードでは政治家もマスコミも、Podemos 等を除いては、多くが左右を問わず、カタルーニャで起きていることは市民レベルから生じているものではなく、一部の「ヒトラーのような政治家」（特に前カタルーニャ自治政府首相マスを指す）の扇動によるものだと断じる言説が多かった⁴⁸。しかし、例えば 2014 年 9 月の段階で、ラホイ政権が独立主義を量産していることを的確に示していたマドリードの報道機関もない訳ではなかった。それが例え 2014 年 9 月 18 日のスコットランドの住民投票の翌日、マドリードで発行されているデジタル新聞 *el Diario.es* に掲載された風刺画（図 3）である。

この風刺画では、ラホイ PP 政権がカタルーニャの独立主義者を増やしていることを的確かつユーモラスに描いている。飲み屋でやけ酒を飲んでいるカタルーニャ人とスコットランド人。カタルーニャ人：「もしマドリードに、キャメロン政権のような政府があれば、俺たちも君たちのような住民投票ができるのになあ……」。スコットランド人：「もしロンドンに、ラホイ政権のような政府があれば、俺たち（スコットランド独立派）は勝利していたのになあ……」。

⁴⁷ 本稿の内容については次も参照されたい。Damià del Clot, *Catalunya sentenciada. De l'agonia de l'Estatut a la illusió de la Consulta*, Editorial Dux (Barcelona), 2013, *passim*; Jaime Pastor, “¿Fue la sentencia adoptada por el Tribunal Constitucional en julio de 2010 sobre el «Nou Estatut» un nuevo punto de inflexión en la relación de Cataluña con el Estado español?”, en Jaime Pastor, *Cataluña quiere decidir*, pp.37-39.

⁴⁸ *El País*, “La comparación de Mas con Hitler de Ibarra desata la polémica en Cataluña”, 2013.02.08; *El País*, “Hitler, Stalin y Artur Mas”, 2013.05.08.

図3 「Ya es mala suerte (ついてない)」



出典：Diario.es, “Ya es mala suerte” 2014.09.19

[http://www.eldiario.es/vinetas/mala-suerte_10_304919512.html]

ラホイ政権が始めた再中央集権化は多岐に渡り、これについてはすでに拙稿で論じてはいるが、およそそのことを記しておくと、それは大まかに言って経済危機を利用した行財政分野での再中央集権化と教育危機を利用した教育分野での再中央集権化の2つの点に要約される。

経済危機を利用した行財政分野での再中央集権化については、さらに2つの点に分けることができ、1つは、国と自治州のあいだの二重行政の無駄を理由に自治州の諸権限を国家に再び集約することを意図した諸政策で、カタルーニャでは人々になじみの深い不服審査院 Síndic de Greuges、世論調査研究所 Centre d'estudis d'Opinió (CEO)、カタルーニャ地図院 Institut Cartogràfic、カタルーニャ外交評議会 Diplocat、自治政府在外公館、カタルーニャ・テレビ Televisió de Catalunya,S.A.(カタルーニャで高い視聴率を持つカタルーニャ語放送局のTV3を含む)なども削減対象として名が挙がった。

もう一つは、カタルーニャで多くの人々が恣意的で不公正だと感じている中央政府の財政政策、特に各自治州への再分配政策である。スペインの財政制度は極めて不均質な二つ制度から成り立っており、一つはバスクとナバラだけが享受する「特別法制度」、もう一つはそれ以外の自治州に適用される「一般制度」である。「特別法制度」とは、既に上記で触れたバスクとナバラだけに認められている徴税権を意味する。これに対し、それ以外の全ての自治州に適用されているのが「一般制度」で、それらの自治州では、各自治州の領域内の税金の90%は国によって徴収され、中央政府によって再分配が行われている。この再分配政策によって、これも先にも触れたが、カタルーニャは経済規模は大きいものの、毎年約8%に及ぶ財政赤字となっており、カタルーニャの住民一人当たりの税負担はスペインの自治州の中で第3位であるが、住民一人当たりの交付金額はカタルーニャは第10位、物価を考慮した値では第13位(バスクやナバラを除いた15自治州中)となっている。

問題は、今述べたスペインの財政の構造的な問題に加えて、カタルーニャの多くの人々が非常に恣意的だと感じているラホイ政権の再分配政策にある。例えば、経済危機のなかでカタルーニャは深刻な財政危機に陥ったが、2011年から12年にかけて、当時カタルーニャの税収の半分を占めていた競争力資金 Fondo de Competitividad の前払いがPP中央政府からカタルーニャに対して行われず、2013年まで

支払われなかつたという出来事があつた。

また例えれば、2015年9月の自治州議会選挙後、中央政府は、独立派によって独立のため事業に使われる恐れがあるとして、カタルーニャ自治州の財源の重要な部分を占める自治州流動性基金(FLA: Fondo de Liquidez Autonómica)の支払いを停止していたが、これは当然ながら、独立派だけではなくカタルーニャに住む全住民に影響を及ぼした。

カタルーニャのインフラ、特にRENFE/ADIF(国鉄)も大きな問題で、例えば近郊電車整備計画はマドリードでは実施率は100%なのに対し、バルセローナでは10%に満たない等、カタルーニャの人々が中央政府から意図的に蔑ろにされていると感じている種には事欠かない。

他方、ラホイ政権は教育分野での再中央集権化を推し進める理由を、スペインで中等義務教育を修了せずにドロップアウトする割合がEU平均の2倍の30%に達するという状況の原因が、自治州国家体制のもとで教育の権限を自治州に分権化し過ぎたことにあり、それを是正するためであるとしている。その成果の一部は2013年11月に下院で可決成立した「教育の質を改善するための組織法(LOMCE)」として形になった。だが、この法律の目的は、法案成立時の教育大臣ベルトWertの「我々の関心は、カタルーニャの生徒をスペイン化することである」という発言にあるように、全てとは言わないまでもかなりの程度、カタルーニャを狙い撃ちしたものといえる。そして、この「スペイン化」とは、カタルーニャにとってほぼ「カスティーリヤ化」と同義であるといえ、それもあって余計にこの法律(ベルト法)は、ラホイ政権によるカタルーニャの教育制度、言語、文化への全面的な攻撃としてカタルーニャでは多くの人に受け止められている。

このようなラホイ政権の言動の結果、カタルーニャでは独立を支持する人が急増し、2012年から毎年100万人を超える規模の行事がカタルーニャのナショナル・デーである9月11日に行われ、2014年11月9日には、既述のように、中央政府の度重なる提訴と憲法裁の中止命令を経て、非公式の住民投票(9N)が行われた⁴⁹。

いずれにせよ、繰り返しになるが、ラホイ政権の再中央集権化政策とは、新自治憲章の違憲判決を勝ち取ったPPのラホイ党首による政権が誕生し、その政権が違憲判決の結果定まった憲法解釈を後ろ盾に打ち出している政策・言動だからこそより重い意味を持ち、独立支持者を急増させたといえる。9NのPP政府による提訴と憲法裁の中止命令およびその後の違憲判決、「プロセス」の司法化、「貧困者のライフラインに関する法」や「闘牛禁止法」に対する違憲判決も、基本的には同じ文脈の中にあるといえる。

結びにかえて　－憲法改正論議－

では結びにかえて、Podemos系(Podemos本体とComuns)が主張している憲法改正論議について言及しておく。Podemos系は、かねてより、カタルーニャの独立を回避しつつカタルーニャをスペインの中に適切にはめ込む唯一かつ最良の方法として、憲法を改正して、スペインを複数のネーションからなるマルチナショナルな国家と規定するとともに、カタルーニャを自決権を持つネーションとして認知し、中央政府との合意に基づいた住民投票をカタルーニャで実施することを主張している。Podemosの党首、パブロ・イグレシアスは、カタルーニャを憲法の中に「より優しい」形で位置づけ直さなければならないとしている⁵⁰。要するに、憲法の改正を通して、自決権を持つ複数のネーションから構成される「マルチナショナルな連邦国家」としてのスペインを創るという提起である。

⁴⁹ ラホイ政権の再中央集権化については、奥野「カタルーニャにおける独立志向」144-158頁;「カタルーニャでなぜ独立主義が」37-47頁; Generalitat de Catalunya, *Informe "Crònica d'una ofensiva premeditada: les conseqüències sobre les persones de Catalunya"*, 2015, *passim*.

⁵⁰ *La Vanguardia*, “Iglesias avisa de que tiene fuerza para impulsar un referéndum constitucional”,

ただし、イグレシアスや Podemos の No.2 のエレホン Errejón は「連邦制」という言葉を明示的に使っている訳ではない。また、彼らによると、スペインには「マルチナショナルな特性 plurinacionalidad」があり、スペインは様々なネーションから構成されていて、それぞれのネーションは自決権を持つのだが、同時にスペインは「複数のネーションから成るネーション nación de naciones」だとしている。つまり、スペインの分裂を好ましい形で回避するにはスペインの多様性を適切にマネージメントすることであり、そのために「スペインは自決権を持つ複数のネーションから成るネーション」であると規定するということのようである。ちなみに、エレホンは「マルチナショナル国家」と自らを規定しているボリビアについての研究者だった⁵¹。

これに対し、カタルーニャの Comuns (カタルーニャでの Podemos 系会派の総称) は、2017 年 1 月 20 日に報道された Comuns の新党設立に関する内部資料によると、カタルーニャは、自決権を有する ”Una república que (...) podrà compartir sobiranies (...) amb un estat que hauria de ser plurinacional” 「(…）マルチナショナルになるはずの〔スペイン〕国家と（…）主権を共有する共和国」 (〔内筆者〕) となるとしている。また、「我々は、〔スペイン〕国家のなかの兄弟関係にある他の民 (pobles) との友愛を通して結びついている数多くの主権からカタルーニャの新しい実態を構築したい」

(〔内筆者〕) ともしている⁵²。このように Comuns の主張はマイノリティー・ネーションの側からより踏み込んだもので、それゆえ、ケベックのアラン=G・ガニョンが提唱している「マルチナショナルな連邦制」⁵³や 2 章で記したバスクのレタメンディアの憲法草案により近いかもしれない。

いずれにせよ、連邦制や連邦制に準じる国家形態が独立を誘発するとの説もあるが、スペイン・カタルーニャ問題の場合、新自治憲章への違憲判決がカタルーニャで独立主義が強まる大きな転換点になったことを考えると、また、カナダがケベックを動議という形ではあるがネーションとして一応認知したことで、ケベックでの独立支持が減少していることなどを考えると、確かに Podemos 系の憲法改正案は、スペイン・カタルーニャ問題をカタルーニャの独立を回避しながらより円満に解決する最良の方法といえるかもしれない。また、徵税権を保有し、カタルーニャの新自治憲章に対する違憲判決によって、逆に歴史的諸権利/諸法があると念押しされたバスクでも、独立支持は 2 割前後と少なくなっている⁵⁴。イギリスの *The Economist* 誌も、もしラホイ首相がカタルーニャ語を認知するかカタルーニャをネーションとして認知すれば、独立支持は 25% にまで減少するだろうとの見方を示している⁵⁵。

なお、内部に約 3 割の独立支持者を抱える Comuns には、住民投票に関しても Podemos 本体よりも踏み込んだ発言をしている幹部もいる。というのも、Podemos 系が主張する憲法改正が実現するには Podemos が与党になるしかないが、そのような日が到来する可能性は少なくとも中・短期的に高くはないため、En Comú Podem (スペイン下院選挙での選挙同盟・院内会派名) の代表のシャビエー・ドゥメナックは、9N の繰り返しにならなければ、つまり「住民投票が法的有効性を持ち、多数の住民が投票し、国際的認知を得る」ことができるのであれば、例え最終的にスペイン国家の承認を得られずにも一方的に実施することになったとしても「何ら問題ない」としている⁵⁶。

2016.12.07; *ARA*, “Iglesias avisa que té prou força al Congrés per impulsar un referèndum constitucional”, 2016.12.07.

⁵¹ *La Vanguardia*, “La plurinacionalidad de Podemos y la tesis de Errejón”, 2016.01.23; *El País*, “Podemos y la plurinacionalidad”, 2016.06.25.

⁵² *ARA*, “Els 'comuns' aposten per la "República catalana"”, 2017.01.20.

⁵³ ガニョン『マルチナショナル連邦制』。

⁵⁴ *La Vanguardia*, “Un 36% de los vascos está en contra de la independencia mientras que el 23% se muestra a favor”, 2016.07.13.

⁵⁵ *The Economist*, “In their search for independence, Catalans can resemble Brexiteers”, 2017.01.07; *La Vanguardia*, “El reconocimiento de Catalunya como nación haría caer el independentismo al 25%, según 'The Economist'”, 2017.01.03.

⁵⁶ *ARA*, “CSQP no posa com a condició que el referèndum estigui pactat amb el govern de Madrid”, 2016.10.04; *La Vanguardia*, “Domènech se abre al referéndum unilateral”, 2016.12.29; CSQP no posa com a condició que el referèndum estigui pactat amb el govern de Madrid; *ARA*, “Domènech diu que "el que fa

一方、スペイン・カタルーニャ問題と憲法改正についての PSOE（社会労働党）および PSC（カタルーニャ社会党）の見解は、より錯綜したもとなっている。2016年10月まで党首だったペドロ・サンチエスは、カタルーニャの自決権は認められず、カタルーニャをネーションとして認知することは同地の自決権に道を開くことになりかねず、認められないとしていた。ただし、5月末にはスペイン・カタルーニャ問題の解決のために、憲法を改正してカタルーニャの特殊性 *singularidad* を明記する旨の発言をしたが、これについては、andalusía自治政府首相のスサーナ・ディアス（PSOE）が即座に、スペインの不均質性を意味するものであれば認められないとの批判をした⁵⁷。

かと思えばサンチエスは、10月に党首を辞任した直後に、“*España es una nación de naciones. Cataluña es una nación dentro de otra nación que es España, como lo es también el País Vasco*”「スペインは複数のネーションから成る。カタルーニャはバスクがそうであるように、スペインというもう一つのネーションのなかの一つのネーションである」ということをもっと早く認めるべきだったとの発言をしている⁵⁸。

他方、PSCはカタルーニャに自治権はないがカタルーニャはネーションであるとし、憲法を改正してスペインを連邦制にするべきであるとし、カタルーニャがネーションであることとスペインの一体性は矛盾しないと主張している⁵⁹。これに対し、PSOEは、ネーションはスペインにしか認めらず、PSCに対し主張を改めるよう要求している⁶⁰。ちなみに、バレンシア自治政府首相のバレンシア自治政府首相シモー・プッチ（PSPV; Partit Socialista del País Valencià バレンシア社会党）も、バレンシアとカタルーニャの「ネーションであるという事実 *fet nacional*」を認めるべきとして、PSCの見解を支持している⁶¹。

ちなみにPPは、スペイン・カタルーニャ問題を解決する手段としての憲法改正には応じないと姿勢を崩していない⁶²。ただし、財政問題に関しては若干譲歩する用意があるとの発言も行うようになってきているが、これに対しては、例えばPSC第一書記のミケル・イセータ Miquel Icetaがカタルーニャ・スペイン問題は「金」で解決するような事柄ではなく、ラホイはカタルーニャをネーションと認めなければならないとしていて、このような見解はカタルーニャではPP等を除いて、独立派か否かを問わず多かれ少なかれ共通するものだと思われる⁶³。

最後に念のため。ケベック・カナダ問題に関して、太田唱史氏は、「問題はよくいわれるようにケベック・ナショナリズムにだけあるのではなく、『一つのカナダ』を作ろうとするカナディアン・ナショナリズムとそれを強固に支えるケベック以外のカナダにおけるナショナル・アイデンティティにもあるのだ」としているが⁶⁴、これと同じことがカタルーニャ・スペイン問題にもいえる。つまり、無色透明でシビックなスペインのなかで、カタルーニャが一方的にナショナル・アイデンティティを言い立てているの

falta són unes eleccions ja!””, 2017.01.03.

⁵⁷ Pedro Sánchez, ante Susana Díaz en Sevilla: “*Singularidad no es desigualdad*”; *La Vanguardia*, “*Santamaría pide a Pedro Sánchez que concrete su propuesta de “singularidad” para Catalunya*”, 2016.06.01

⁵⁸ *La Vanguardia*, “*Pedro Sánchez aboga ahora por reconocer a Cataluña como “nación” en la Constitución*”, 2016.10.30; *ARA*, “*ERC lamenta que Sánchez no hagi reconegut abans la nació catalana i nega contactes amb ell*”, 2016.10.31.

⁵⁹ *ARA*, “*Iceta defensa que reconèixer Catalunya com a nació no posa en risc la unitat d’Espanya*”, 2016.11.25

⁶⁰ *ARA*, “*El PSOE exigeix al PSC que renunciï a Catalunya com a nació*”, 2016.12.03.

⁶¹ *ARA*, “*Ximo Puig fa costat al PSC i defensa la singularitat nacional de Catalunya i el País Valencià*”, 2016.12.05.

⁶² *La Vanguardia*, “*Rajoy. La reforma de la Constitución no va a resolver el problema con Catalunya*”, 2016.12.30

⁶³ *ARA*, “*Iceta diu a Rajoy que el problema entre Catalunya i Espanya no es resol amb diners*”, 2017.01.27

⁶⁴ 太田唱史「ケベック問題は終わったのか」823頁。

ではない。問題は、スペインのマルチナショナルな多様性を認めず、一つのスペインに頑なに拘るスペイン・ナショナリズムの側にもあるということを再確認しておきたい。

また、あらゆるナショナリズムにはシビック・ナショナリズムの側面とエスニック・ナショナリズムの側面があるが、カタルーニャ・ナショナリズムの持つシビック・ナショナリズム的側面は忘れてはならない。経済中心地であるがゆえに、国内他地域から 19 世紀以降、特に 1960-70 年代に多くの国内移民が流入したカタルーニャでは、約 7 割の住民（この数字の真偽の程はさて置き）が、先祖（父親・母親・祖父・祖母を含む）にスペイン他地域出身者を持つといわれ、第一苗字（父親）と第二苗字のいずれもがカスティーリヤ語圏系であるという独立主義者は、カタルーニャでは何ら珍しくない。また、国内移民第 1 世代で専らカスティーリヤ語を用いて生活しているが、カタルーニャの自決権と独立を支持している人々の団体である SÚMATE も存在している。そして、SÚMATE の人々が典型であるが、スペインとカタルーニャの両方にナショナル・アイデンティティを抱きながらも、カタルーニャが新国家になることを望む人も特段珍しい存在ではない⁶⁵。他方、スペイン・ナショナリズムのエスニック・ナショナリズム的側面も忘れてはならない。スペインというネーション（スペイン国民）を作るとは、やはりどうして言語・文化・価値観等、様々な点で「カスティーリヤ化」するという側面が強いし、PP 政権のもとではその側面が一層顕わとなる。

また、ナショナル・アイデンティティに関して付言すれば、Podemos はスペインの一体性は、強制ではなく、友愛と自由意志に基づくものでなければならないとしているが、もしカタルーニャが独立してしまう前に憲法を改正して、スペインは自決権を持つ複数のネーションから成るマルチナショナルな国家であると規定することができた場合、スペインには多様な言語・文化・歴史・アイデンティティがあることを、スペインに住む人々皆が自分たちの財産として相互に尊重し共有し合うことができるよう、スペインの人々が審議を重ねて十分に納得することが必要だと思われる。特に、カタルーニャやバスクなどのマイノリティー・ネーションの側のみがスペインとの二重アイデンティティを迫られるのではなく、カスティーリヤやマドリード等のマジョリティの側も、カタルーニャやバスクにアイデンティティを感じることができるようになるかという点は、かなり重要だと思われる。

いずれにせよ、もしスペインだけがマルチナショナルな連邦国家になっても、例えばフランス側のカタルーニャやバスクでは、カタルーニャやバスクのアイデンティティを持ちつつカタルーニャ語やバスク語で直にフランスの市民権に接続することは許されていないという現状は何ら変わらない。

⁶⁵ SÚMATE の前代表、ホセ・マリーア・クラベーロ José María Clavero 氏へのインタビュー、2016 年 9 月 20 日、SÚMATE 本部にて。